

油症問題の同時代史的考察（8）

——予防原則と系譜描写の前景——

戸倉恒信

十三、被害者「支援」運動の日本的側面

『文化研究』の論壇『医療倫理・生命倫理』に於いて、宇田和子は社会運動の研究者が述べたことば——「不正をはつきりさせ、その責任を他者に求め、それに対する解決策を提示するような包括的フレームの中に不満を刻みこむことは、社会運動の中心的な役割である」（シドニー・タロー『社会運動の力』大畑裕嗣訳、彩流社・2006）——を引いた上で、「運動の示すフレームは、ある個人の不満を一般に共有されるような要求のかたちへと変え、闘うべき敵手を確定するものであり、「特に、国家や責任企業への要求や陳情において使われることばは」、その「実現可能性を高め

るために戦略的に妥協をしている場合が考えられる。したがって、運動を評価する際には、言説と行為の両方を見る必要があるだろう」と言っている（『われわれ』の複数性・カネミ油症「問題」とはなにか、『文化研究』遠流・2010）。確かに、運動上使用されることばとは、しばしばその「目的」の、「実現可能性を高めるために戦略的に妥協」していることは疑いない。だからこそ、わたしたちはこの妥協が、「不正をはつきりさせ」る精神的機軸（目的）をもつものなのかを確認しなくてはならないのである。正か不正かすら明確にならないまま企てられた戦術など、所詮は結果の検証が不能な「ことばの濫用」でしかない。

したがって「一般に共有されるような要求」が、どのような「かたち」を採って社会に現れ、それが「不正をはつきりさせること」とどう関係するのかを、まず問わねばならない。そこで氏のこの指摘を鑑みながら、運動の日本的側面に立ち入ってゆくことにしよう。

カネミ油症被害者支援センター（以下「YSC」）の前身が焼却炉から排出されるダイオキシンに向き合う団体であったことは、本論の冒頭で触れた通りであるが、そもそも「モノ」の存在性に向き合っていた組織が、如何なる考えから油症「被害者」を運動の対象にしてゆくのだろうか。そのことを紐解く上でも、当該団体が編集・発行

した書物の『はじめに』から見てゆこう。

私たちは、今、ダイオキシンの汚染された空気を毎日吸い続け、そして魚や野菜や牛乳を毎日食しています。その意味では、私たちは潜在的な「油症被害者」なのではないでしょうか。

私たちはこのように考えたところから、日本最大のダイオキシン汚染被害と考えられるカネミ油症をあらためて取り上げなければならないと思いました。(中略) 私たちは、大勢の方々に日本の油症被害の実態を知っていただき、各地でさまざまな形で問題になってきたダイオキシン汚染問題の解決に役立てて、この地上からダイオキシン汚染を無くしていくためのきっかけになればという思いで、本書を世に問うことにしました。(止めよう！ダイオキシン汚染・関東ネットワーク『今なぜカネミ油症か』・2000)

ここには、外延のはっきりしない「ことば」を媒介させて「全ての人」が関心せざるを得ない状況が作り出されている。即ち、論者は「汚染」された空気を毎日吸い、

そうした食物を摂取するわたしたちは既に「潜在的な『油症被害者』」なのだという。

しかし運動を成り立たせている要因が、「私たち」の共有しているモノだとは一体どういうことなのだろう。仮にわたしたち「全て」がこのモノの所有者である場合、「闘うべき敵手」は必然的に輪郭なき「私たち」ということばに埋没し、どのみち「敵手を確定する」ことは困難になるはずである。だからこそ、「一般に共有されるような」即ち視覚に訴えかける「かたち」が求められるのであろう。「潜在的な『油症被害者』」を用いていても、「運動の示すフレイム」は構成されないのだから。なるほど、そういう訳で油症被害者は「顕在的」な特徴を以って描写され、「この地上からダイオキシン汚染をなくしていくためのきっかけ」として、そして更には「ダイオキシン汚染問題の解決に役立」つ材料として、わたしたちの前に呼び出されていたのである。しかし、こうした観点から「日本の油症被害の実態」に接近しようとすれば、否応なく「ドキュメンタリー」や、新聞媒体を用いることが効果的だと看做されるだろうし、被害者「像」は、より一層「観衆」

に刺激を与える「被写体」へと実体化されてゆくはずである。「各地でさまざまな形で問題になってきたダイオキシン汚染問題の解決」に結びつけるために、「大勢の方々」に日本の油症被害の実態を知っていた「かなくてはならないという「ことば」は、こうして「市民権」を獲得しているのである。

ところで、油症事件に関心ある人ならば、日本での加害企業(カネミ倉庫株式会社)は存続し、台湾のそれ(彰化油脂工廠)は事件後に倒産したことを知っている。そしてこの両者を対照化させることで、日本では国家と企業が「協働」して事後処理することが一つの方法であったことを悟るはずである。(例えば、農水省が政府米の仕事のカネミ倉庫に与えて「認定被害者」への救済に資した法務、厚生、農林水産三大臣確認事項・1985)しかし加害企業の存続・不存続を問わず、そこに何らかの公的措置を行う場合、まずは「誰」が被害者であるのかを画定しなくてはならず、お上によるそうした認定／未認定「基準」の妥当性をめぐって、これまで社会運動は展開されてきたのである。言い換えれば、加害企

業の有無とは無関係に、認定基準の存在は、とにかく「運動を示すフレーム」が成り立つ為の条件となっているのである。

これについては、2002年のYSCの『設立公告』に於いて、「これまで36年間、国・厚生労働省は油症の認定基準を狭めることによって、被害者の切り捨てを行ってきたこと、そしてこの問題意識から「人権回復と完全恒久救済」を目標に据えていることから窺い知ることができる。しかし根本的な問題は置き去りにされたままである。そもそも、運動家自身が述べる「潜在的な被害者」と「未認定被害者」とは、一体如何なる根拠で識別されているのだろうか。つまり、ここには国家的機制を媒介させて、誰をどのようにして「完全に」救済するのか、という問い自体が「恒久的」な命題と化しているのではないか。そして油症問題とは、こうした「ことば」を、「次世代への影響」が指摘される二つの油症事件へ援用することで生じ、未認定被害者と潜在的被害者との境界を、更に時間軸上へ援用する作業を介して深刻化しているのではないか。だとすれば、向き合うべきことは、ここに掲げられた「人権」という「こ

とば」が、運動の「実現可能性を高めるために戦略的に妥協をしている場合」、そこにはプライオリティの倒錯が生じてしまう原理であるはずだ。

例えば2007年、下田守は『カネミ油症と人権侵害の広がり』の中で、「油症に関わる人権侵害には多様な側面があり、人権侵害の背景にはこの事件に関係した組織や個人のさまざまな動きだけではなく、組織の体質や問題など社会の構造の問題」があることを指摘している（『下田大学創立50周年記念論文集』所収・2007）。確かに、わたしたちはこの「人権」という「ことば」の使用が覆い隠している問題を、まず先に明らかにすべきであろう。そもそも油症被害者「支援」活動に於ける「権利」(right)の主体とは誰なのかはつきりしない限り、誰に対する権利侵害であるのかを、「はつきりさせ」ることはできないはずである。だから被害者の「支持」を謳う組織は、この「ことば」の意味を自らの責任に於いて社会的機制(social control)の必要性から位置づけているのか、或いは被害者の自由(individual independence)を擁護する点から位置づけているのかを「は

つきりさせ」なくてはならないのだ。しかし氏の論述も、「人権侵害の多くは油症に対する偏見と被害者に対する差別に関連する」と指摘するだけで、わたしたちの視線をそうした運動の「実情」に振り向けることはないのである。2006年に、YSCが発行・編集した『カネミ油症は終わっていない』という冊子は、このことを思考できる典型的な史料であつたはずなのに。

支援センターは、これまで多くの被害者との交わりを通して、カネミ油症の被害は決して「認定」された者、毒油を食べた者の「身体的被害」だけでなく、次世代を含めた全人生に及ぶ「人間として生きる権利の侵害」が存在するとの思いを強くしました。そこで今回それらの影響を明らかにするために、2002年から実施した女性・男性被害者健康調査、聞き取り調査、歯と骨の調査、人権救済申し立て書の内容を参照し、ケース・スタディとして家族の個票を作成してみました。家族個票の中の情報は、被害者の家族の一人または二人から得られたものであり、まだまだ不十

分です。未調査者を含めて現段階ではきわめて断片的で偏っています。従って、今後さらに情報を追加していく予定です。

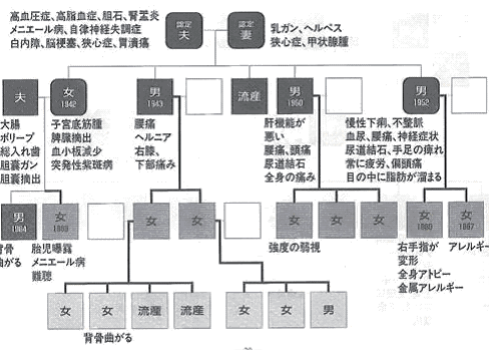
(中略)

国は、被害者の苦しみ、悲しみ、悩み、不安に少しでも報いるために、世代を超えた検診の機会を提供し、生活全般の実態を把握し、恒久的救済のための根本的見直しと実現を早急にすべきです。そして、広く有害化学物質の製造・使用に対する予防原則、食中毒・化学物質被害の救済に貢献するために、日本は世界に向けて的確な情報を提供する責務があります。そのためには、政治家は無論のこと、医療関係者はじめ全ての関係者は、被害者に学ぶといった未知の被害に対する人間としての謙虚な姿勢が必要です。プライバシーには充分配慮して作成したつもりですが、万が一ご迷惑をおかけした場合には、大変厚かましい限りですが、この負の情報が人類の有害な化学物質に対する予防原則のためにとっても大切である

ことに免じてご理解頂ければと願っています。

「人権侵害」をこのように語る当該史料の『はじめに』を通じて、わたしたちは今何を思考すべきか。試みに、ここで参照したとされる人権救済の申し立て書を紐解いてみると、確かにそこには、「被害者は数々の社会的差別を受けたり、周囲から偏見の目で見られたり、場合によっては家族同士の間でもいわれなく差別と屈辱的な扱いを受けてき」ており、ある家庭に至っては、「子供の結婚に支障が出ることを恐れて、子供にさえも自身が油症被害者であることを秘密にせざるを得ない」と記されている（保田行雄等、『カネミ油症人権救済申立事件調査報告書』）。しかし、そうした「被害者の苦しみ、悲しみ、悩み、不安に少しでも報いるために」呼び出された対象は「全ての関係者」としてのわたしたち自身ではなかった。ここに召喚されているのは、被害者の「生活全般の実態」を把握すべきだとされる国なのである。そして「支援」者は、この国に替わって「人間として生きる権利の侵害」とその「影響」の所在をトレースし、「ケース・スタディとして」蒐集したそれ

らのデータを国ではなく、「全ての関係者」へ頒布するのである（史料一）。これを観ると、誰もが被害者から「次世代」にトレースされた病いの全てが、油症事件「から」生じているように解釈するはずである。しかし、ここに記された「負の情報」は、被害者の「前世代」（潜在的被害者）が抱えている様々な病いとの関係を何ひとつとして語らないのである。つまり、この系譜は、皮肉にも「事件史」が生じる前の時間が「事件史」とは無関係だ、という史観を「方法として」映し出しているのだ。運動家が使



史料一：『カネミ油症は終わっていない』の内容

用する「影響」という語は、このように次世代「へと」伝えられる情報を指す「ことば」なのであって、前世代「から」伝えられた情報は含まない概念だったのだ。

かくて、わたしは先ほど、日本社会では官と民が「協働」して事後処理をする構造に触れた意図が明らかとなる。「権利の侵害」を熱狂的に叫ぶ組織が、そうした体制（国家制度的なしくみ）と精神的に如何なる距離関係を構成しているのかは、改めて知っておく必要はある。右『カネミ油症はまだ終わっていない』に於いて、「支援者」はこの運動によって、「万が一ご迷惑をおかけした場合には、大変厚かましい限りですが、この負の情報が人類の有害な化学物質に対する予防原則のためにとても大切であることに免じてご理解頂ければ」と語っている。換言すれば、「予防原則」の為に、そして日本という国が世界に向けてこうした「負の情報」を発信する責務遂行の為に、今後に於いて生じるかもしれない「ご迷惑を」、被害者と其の家族に耐え忍ばせているのである。だからこそ、今ここでこれは誰のための「支援」活動なのか、と問わねばならないのだ。仮に、百歩譲って

ここにおいて使われることばや系譜が、運動の「実現可能性を高めるために戦略的に妥協をしている場合が考えられる」としても、「人権侵害」の問題上に提出される「予防原則」によって、人権を侵害された当事者が直面している切実な「問題」は凌駕される、という原理構造は変わらないはずである。本節の冒頭に立ち返って『今なぜカネミ油症か』の『はじめに』を参照すれば、それから6年後に著された『カネミ油症は終わっていない』との間には、同一の精神的土台の存在がはっきり確認できるではないか。公然と「救済」や「支援」を叫んでいる人々の認める「問題」が、被害者とその家族（次世代）が向きあっている切実な問題を凌駕するのは、運動家の向き合うべき問題が「既知の事柄」ではなくして、「未知」の予防すべき何かであることと決して無関係ではないのである。だとすれば、わたしたちは「予防原則」の過剰な介入を許してきた社会的な機制が何であったのかを明確にする必要に迫られる。

今、心静かに考えるべきことは、人間が誰一人として完全な存在者ではない以上、不完全な人と共に生きることが、ごく「当

り前」の選択にすぎない、ということである。では、この「当たり前」の事すら判断できなくする「志向」を相対化するには、どうすればよいのだろうか。詮ずるところ、現代の管理社会によって再生産されているあらゆる事と物に求めて止まない「完全」志向とは、近現代の知識体系が再生産している規格化（standardization）への追従精神から生じていた。しかし、国家が事前に答えてきた「明日の安全に有益」だとされる基準とは、単に「未知」に対する不安心理に依拠された、いわば事が生じるのを「俟って」その妥当性が問われた「完全」であって、そして事が生じる度に、再び「明日の安全」を理由に改訂される「パーフェクト」に過ぎないのである。だから、わたしたちが自問すべきことは、国家が先に答えてきた「正常／異常」を区別するラインの「成り立ち」に対する、ごく「当たり前」の思索作業なのであって、お上に対して一条の実定法を作る要請をしたり、或いは自身の精神をそうした実定法の下に嵌め込むことではない。「支援」活動に従事する者が、事前に「誰」のための支援であるのかを確定できない場合、「明日の安全と安心の生

活を」求めても、そこには「運動の示すフレーム」は構築されないはずである。

一例を挙げよう。2009年11月、YSCは当時の厚生労働大臣宛に『カネミ油症被害者の恒久救済を求める要請書』（以下『要請書』）を提出している。ここに在る「恒久救済」という「ことば」が、嘗ての森永砒素ミルク中毒事件の「解決法」を模倣したもののかは分からないが、少なくとも当該事件で運動の担い手が提出した諸案とは、その実現性に対する精神的葛藤の痕跡

- 記
1. これまで油症被害者の全面救済を怠ってきた国の責任を認め、被害者への心からの謝罪をお願いします。
 2. 認定・未認定を問わず、全被害者の実態調査を実施してください。
 3. 現行の油症治療研究班を解消し、国の責任において新たな研究班を組織し、治療・研究にあたってください。
 4. 現行の診断基準及び認定システムをあらため、国の責任において、全被害者の救済が図られるようにしてください。
 5. 医療費・健康管理手当を支給してください。
 6. 特別給付金（一時金）及び遺族給付金を支給してください。
 7. 貴省における油症担当組織の見直しを行い、関係部局をあげての取り組み体制を整備してください。
 8. 上記新法の制定と同時に、再発防止のため、現行の食品衛生法の改正も合わせてご検討ください。

以上

史料二：『カネミ油症被害者の恒久救済を求める要請書』の要求項目

や、政治的な思慮深さ、そして何よりも実現性に対する内容的な成熟度といった、社会運動を評価する上で凡そ考えられる諸要素について、対照的過ぎる程の差異が見て取れるのはなぜなのか。森永事件に於ける『恒久救済対策案』をめぐることは、本論で実証することは不可能だから、次の機会に譲るとして、ここではYSCが提示した『要請書』の構造問題を指摘するに止め、そこから「不正をはつきりさせ、その責任を他者に求め、それに対する解決策を提示するような包括的フレーム」の実際をトレースしておくことにしよう。

『カネミ油症被害者救済法案（仮称）』の速やかな成立の実現を強く要請」と語られた『要請書』には、八項目掲げられているが（史料二）、例えば「認定・未認定を問わず、全被害者の実態調査をしてください」（第二項）ということばには、論者が「正常／異常」を区別するラインの「成り立ち」に向き合い、自身がどういう立場で被害者を救済するのかをはっきり「させない」、即ちことばの意味を地すべりさせる「支援」者の姿が著されている。そもそも「潜在的な被害者」を包括する「全被害

者」という概念は、国が「実態調査」を行うカテゴリーではない。既に論じたように、国を媒介させて支援対象を識別するには、どのみち、それを構成する為の「基準」は援用せざるを得ないはずである。だから、他項に於いて「現行の診断基準及び認定システムをあらため、国の責任に於いて、全被害者の救済が図られるように」という訴えは、如何なる角度からこの「言説と行為の両方を見」ようとも、認識論上矛盾に満ちた「ことば」に変わりはないのである。国が如何に「現行の診断基準及び認定システムをあらため」たとしても、「全被害者」という外延を持たない「ことば」のアイマイさは「恒久的」に変わらないのだから、今後に於いても「顕在的な被害者」は当該運動に必要な被写体として「恒久的」に呼び出される他ないはずである。「社会運動の中心的な役割が」何かは問われなくてはならないはずである。

（つづく つねのぶ）

連絡先：douis@ms53.hinet.net